

緊急事態宣言発令に伴う当社業務運営についてのお知らせ

5月14日、政府は「緊急事態宣言」対象地域に3道県を追加し、9都道府県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県）に拡大されました。また、まん延防止等重点措置も3県追加され、10県（沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県、石川県、熊本県）に拡大されました。

これに伴い、当社の業務運営体制を下記の通りに変更させて頂いておりますのでお知らせします。

《東京本社》

テレワークを徹底し、出社人員を2割とし最小人員で業務を運営いたしております。東京本社へ電話した際は東金本店へ転送される場合がございます。

《東金本店》

一部でテレワークを導入し、業務を運営しています。
東金本店：0475-50-2240（10時～17時）
※お昼の時間帯は電話が集中して繋がりにくい場合がございます。

《大阪営業所》

テレワークを徹底し、出社人員を最小限として業務を運営しています。大阪営業所へ電話した際は東金本店へ転送される場合がございます。

◆なお、ご契約者さま向け各種安心サービスは、引き続き年中無休で24時間対応しております◆

事故受付サービス：0120-492-585（24時間受付）

※担当者が在宅勤務の場合がございますが、電話の受電態勢は維持しております。お問合せ等へのご回答が翌営業日になる場合がございますので、予めご了承ください。

生活安心QQサービス：0120-307-255（24時間受付）

※通常よりも少ない人員で対応させていただくため、一時的に電話が繋がりにくい場合がございます。予めご了承ください。

今後も、感染防止を最優先で配慮し対応してまいります。ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上